

○軽井沢町キャラクターの使用等に関する要綱

平成22年 3 月 26 日 告示第17号

改正

令和 3 年 9 月 30 日 告示第26号

軽井沢町キャラクターの使用等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、軽井沢町キャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用その他取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 キャラクターの名称及び形状は、別表のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 何人も、キャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 軽井沢町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがある場合
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の個人、政党、宗教、思想等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (4) 意匠法（昭和34年法律第125号）第 6 条及び商標法（昭和34年法律第127号）第 5 条の規定による権利の設定をし、又は設定をするおそれがある場合
- (5) その他町長がキャラクターの使用について不適當と認める場合

(承認申請等)

第 4 条 キャラクターを営利目的に使用する者は、軽井沢町キャラクター使用承認申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する申請書の内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、軽井沢町キャラクター使用承認書（様式第 2 号）を申請

者に交付するものとする。この場合において、町長は、キャラクターの使用承認に関し、条件を付することができる。

- 3 前項の規定により、キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャラクターを使用した物品等の制作が完成したときは、速やかに完成した見本を町長へ提出するものとする。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されたものを含む。）の提出をもって代えることができる。

（使用者の責務）

第5条 使用者は、キャラクターを使用して自ら製作した物品等に関する一切の責任を負うものとする。

（使用承認の取消し）

第6条 町長は、申請の内容に虚偽があったとき又は使用を承認したキャラクターが不正に使用されていると認められるときは、使用承認を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、町長は、その責任を負わないものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第26号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式（この告示により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（別表）（第2条関係）

1 キャラクターの名称	R U I Z A ちゃん
2 キャラクターの形状	

(様式第 1 号) (第 4 条関係)

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

軽井沢町キャラクター使用承認申請書

軽井沢町キャラクターの使用承認について下記のとおり申請します。

記

- 1 使用物品等の名称
- 2 使用目的・用途
- 3 使用期間

(添付書類) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)

(様式第 2 号) (第 4 条関係)

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町キャラクター使用承認書

年 月 日付けで申請のありました軽井沢町キャラクターの使用について、下記のとおり承認します。

記

1 使用承認に関する条件

- (1) 軽井沢町キャラクター使用承認申請書の申請内容のとおり使用すること。
- (2) 軽井沢町キャラクターの使用等に関する要綱を遵守すること。
- (3) その他